

---

プロジェクト      **金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発**

項目                **第 583 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 583 回企業会計基準委員会（2026 年 9 月 3 日開催）において、純損益を通じて公正価値（以下「FVPL」という。）で測定するように個別の定めを設ける候補となる金融商品のうち、一部の金融商品に関する分析について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （分析の方向性に関する事項）

#### SPPI 要件を満たさない債権及び債券等の原則的な取扱いに関する事項

2. 審議事項(3)-2 の第 17 項に関して、日本基準のこれまでの考え方を踏襲した場合に、商品特性を保有目的とともに会計処理を考えるうえで重視することに問題はないと考えられるものの、SPPI 要件を満たさない債権及び債券等のすべてを FVPL で測定することの理屈が十分に理解できていない。この方向性で議論を進める場合には、このような金融商品を FVPL で測定することとなる理屈について、丁寧な議論をお願いしたい。
3. 審議事項(3)-2 の第 14 項から第 19 項に示された考え方が、IFRS 第 9 号「金融商品」のアプローチと日本基準のこれまでの考え方の橋渡しになるものと理解した。審議事項(3)-2 の第 20 項に示された個別の定めを設ける候補となる金融商品のすべての分析を確認した上で、改めて検討させていただきたい。

#### 組込デリバティブの区分処理の要件に関する事項

4. 組込デリバティブの区分処理に関する現行の定めについて、根底にある考え方を十分に把握できなかった。仮に組込デリバティブの区分処理について一貫した考えがないまま SPPI 要件に関する検討を進めた場合には、様々な性質の要素が混在することから論点の解決が困難になる可能性があると考え。このため、組込デリバティブの区分処理に関する現行の定め的基础となる考え方を分析した上で、本プロジェクトにおいて必要に応じて会計基準を見直すことが重要であると考え。

5. 今回の事務局分析を踏まえると、組込デリバティブの区分処理に関する現行の定めが実態に合致していないと考えられることや適用の難しさを生じていると考えられる。暫定的なコメントであるが、組込デリバティブの区分処理に関する現行の定めについては、監査人の実務の観点からも課題があると考えている。

**(個別の分析に関する事項)**

6. 組込デリバティブの区分処理に関する現行の定めを前提とした場合に、個別の定めを設ける候補となる金融商品に関する事務局の分析自体にコメントはない。
7. 財務諸表利用者の観点からは、実務においてばらつきが生じている金融商品については、取扱いを統一することが望ましいと考える。

**(その他)**

8. 金融商品を取り巻く環境変化や商品開発のスピードは非常に速いため、現在の状況に沿った会計基準の見直しや見直しの機動性の確保が重要と考える。このため、個別の定めについて、会計基準と補足文書のいずれで定めるかについては、大局的な観点から検討していくことが重要であると考えている。

以 上